

●給与所得控除の見直し

給与所得控除については、給与収入の上限が850万円に引き下げられるほか、控除の上限額が195万円となります。

●公的年金等控除の見直し

公的年金等の収入金額が1,000万円を超える方は、控除上限額が195万5,000円となります。また、公的年金などに係る雑所得以外の所得が1,000万円を超える方は10万円、2,000万円を超える方は20万円控除額が引き下げられます。

(2) 寡婦・寡夫控除の見直し、ひとり親控除の創設

寡夫控除については廃止され、ひとり親控除へ変更されます。

また、ひとり親控除以外の寡婦控除については、引き続き26万円を控除し、条件として合計所得金額が500万円を超えないことが追加されます。

※籍を入れない場合でも、住民票の続柄が「妻(未届)、夫(未届)」となっている場合には、事実婚とみなされ、控除の対象外となります。

【寡婦・ひとり親控除表】

配偶関係		死 別		離 婚		未婚の ひとり親	
合計所得金額		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	
扶養親族	有	子	30万円	—	30万円	—	30万円
		子以外	26万円	—	26万円	—	—
	無	26万円	—	—	—	—	

寡婦控除 ※女性のみ

ひとり親控除

(3) 非課税基準の見直し

基礎控除などの見直しに伴い、所得要件や非課税基準が変更されました。

◎障がい者や未成年者、寡婦・ひとり親に対する非課税措置の合計所得金額要件が135万円に変更

◎均等割・所得割の非課税限度額の合計所得金額が10万円引き上げ

なお、今回は給与収入を例に紹介しています。給与収入や年金収入、事業収入など、複数の種類の収入がある場合は、市・税務課(電話:56-5004)へお問合せください。

住民税の計算方法や制度に関することなど、税制改正の詳細については、市ホームページ(<http://www.e-rumoi.jp/>)をご覧ください。

留萌市 税務課

検 索



# 個人市民税・道民税の 税制改正について

令和3(2021)年度から、「給与所得控除」「公的年金等控除」「基礎控除」などの制度が変わります。

問 市・税務課 TEL 56-5004

## 令和3(2021)年度から適用される主な税制改正について

▼国は、働き方が多様化する中、さまざまな形で働く方々を応援するため、「給与所得控除」「公的年金等控除」「基礎控除」の制度を令和3年度から変更します。

令和3年度から適用される主な税制改正は、次のとおりです。

### (1) 給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除の変更

給与所得控除および公的年金等控除が10万円引き下げられるほか、基礎控除が10万円引き上げられます。

※この振り替えにより、税額が大きく減額したり、増額することはありません。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後(令和3年度から)
2,400万円以下	33万円	43万円
2,400万円超 2,450万円以下		29万円
2,450万円超 2,500万円以下		15万円
2,500万円超		適用なし

#### 《所得算出計算例》

(例)給与280万円、年金130万円の2つの収入がある70歳男性の場合の総所得額の算出方法

※この場合は、給与収入と年金収入をあわせて所得を算出するのではなく、それぞれの収入から所得を算出します。

①給与所得: 2,800,000 - (2,800,000 × 30% + 80,000) = 1,880,000円

②年金所得: 1,300,000 - 1,100,000 = 200,000円

総所得額: ①+②= 2,080,000、**2,080,000 - (所得金額調整控除 10万円) = 1,980,000円**

#### ●基礎控除の見直し

令和3年度から基礎控除の所得制限が設けられます。

※合計所得が2,500万円を超える方は、基礎控除が適用されません。